

産業遺産保存について法的措置の必要性

山田 大 隆

日本は明治維新以後急速な産業革命によって、欧米に例を見ない急速な近代化を実現した。それは明治5年の官営富岡製糸所の建設、同2年の官営高島炭鉱の開鉱、同34年官営八幡製鉄所の開所等であり、総て海外技術（繊維・仏、鉄鋼・独、炭鉱・鉄道・英、農業・米等）完全導入を工、文部省他13省雇い外国人技師教師2299人による科学技術教育、明治5年学制公布以後、10年の工部大学校設置より東京職工学校、工業高校世界初の近代理工科教育システム（理論と実験の総合教育）を完成して行なった結果である。

このシステム化思想で北海道にも多くのインフラが建設された。明治2年の開拓使設置以来、ケブロン報文（明治8年）北海道開発方向の提言の一「富源の開発」（国内製造業の原料基地化）を

軸に、財閥資金で米国大型技術導入での植民地開発型技術展開地として港湾湾鉄道網を整備しながら、石炭生産、大型鉄鋼生産、馬鈴薯澱粉製造、東洋一の金銀水銀マンガン生産、戦後機械化大農法での寡占農業生産等で日本の原料基地の機能を確立したが、戦後のエネルギー政策変更下で炭鉱の大量閉山と平行して、昭和48年第一次石油危機で日本製造業資源中の北海道供給が海外移転に代わり、産業崩壊を帰結した。

北海道には廃棄された原料生産装置遺産が点在し、遺産宝庫となったが、希薄な人口密度が行政企業の見守り管理保存意識と予算措置に警戒感消耗感不要感をもたらし、近年は構造的不況状況も加味されて、急速な産業遺産廃棄行政企業方針と実施傾向となった（昭和40年代に続く廃棄時代）。

40年代は好況での新陳代謝、現在は不況下での予算、産業繁栄指向否定環境保全思想廃棄)。世界的にもこの遺産保存の行政の危機事前回避の遺産解消傾向と文化財保存、産業開発が基本的に環境破壊と資源枯渇の元凶とする市民意識との狭間で、各国産業考古学界と産業観光推進派に迷いが生じている。その保存根拠は遺産の価値(本源的文化的価値と利用思い出価値)評価の基準設定と支える市民運動の存在である。北海道遺産選定では、第一回選定(平成13年)にこの3基準(本源価値、利用思い入れ価値、市民運動存否)を確定して、1.6万件中から52件を選出した。国際的には平成7年のT I C C I Hロシア会議で採択のニジタギル憲章として確定、世界各国の基準作りの指標となった。日本では、強い保存運動形成(従って遺産継承成功)のためには、台湾のように産官学民の統一行動が近代化遺産(または産業遺産)保存として必要なのだが、各省庁(文化庁、経済産業省、国土交通省、学会)で基準と関連団体が分裂

的に動き、国はまとめる方向性を持たない混乱状態で行政企業の廃棄傾向に歯止めの掛からない状態である。現在、産業考古学会(本部東京)では、ニジタギル憲章の日本具体化として、保存3原則(その技術系統の最初、国際的技術オリジナル、唯一技術遺物である、は優先的に保存)を基底に、上記精神を実現する「産業遺産基本法」を現在の「文化財保護法」(昭和26年制定)に則り、議員立法として上程する計画がある。筆者はこの法的措置とそれを支える市民運動(産業遺産保存NPO)を平行醸成しながら、産官学民共同運動が産業遺産保存の最適形態と考えている。

(やまだ ひろたか 酪農学園大学教授)